

要法寺円智日性による

『倭漢皇統編年合運図』と『太平記鈔』の刊行

湯谷祐三

—

京都の日蓮宗の古刹要法寺は、江戸時代初期の慶長年間に、『太平記』や『沙石集』などの各種の典籍を相次いで古活字版で刊行したことも知られ、今日それらは要法寺版と呼ばれている。そうした刊行活動を主導したのが、当時この寺に住持した学僧円智日性（一五五四～一六一四）であった。

この要法寺版及び日性については、つとに新村出氏により大正九年四月に「要法寺版の研究について」として紹介され、後に同氏『典籍叢談』に収められた¹⁾。次いで、川瀬一馬氏が要法寺版の典籍について書誌学的基礎調査を行い、その全貌が明らかになった²⁾。

最近では、『太平記』の古活字版研究の観点から、小秋元段氏による要法寺版研究もなされており、文献学的研究は着実に深化を続けているといえよう³⁾。

要法寺版は『論語集解』『文選』（直江版）等の漢籍から、『法華経伝記』『天台四教儀集註』等の仏書、『太平記』

—

『沙石集』などの日本の軍記や説話集、さらには日蓮の伝記である『元祖蓮公薩埵略伝』にいたるまで、実に多様な典籍を刊行しており、これらの典籍が刊行書目選ばれた理由については、それぞれに個別の事情もあろうが、大局的には、刊行に関わったとされる日性の興味のありか、学問の一端を示すものと考えることができよう。

この要法寺版の中に含まれる典籍に『重撰倭漢皇統編年合運図』（以下、『編年合運』と略称する）という一種の年表がある。これは、上段に日本の記事、下段に中国の記事を一年ごとに編年に配置して、彼我の出来事を対照させたもので、ある事件の起きた年号・干支などを即座に知ることができると便利な年表である。

筆者は、中世の仏教説話集『私聚百因縁集』研究において、その年代記的記述について考察する過程で、『私聚百因縁集』と『編年合運』との間に興味深い一致が見られることに注目した（以下、前稿とする）⁴。

その後、『太平記』や『太平記鈔』、『元祖蓮公薩埵略伝』に附属する『蓮公大師年譜』などの、他の要法寺版とされる典籍と、『編年合運』との間には関係性があることに気付き、それは『編年合運』自体の諸本の成長過程とも関係することがわかってきた。本稿では、これらの事柄について、現在までに知り得たところを少しく紹介しておきたい。

以下に言及する要法寺版とそれに関係する典籍の刊行などについて、前記川瀬・小秋元両氏の研究に依拠してまとめたのが次の年譜である。特記無い限り、記した典籍は要法寺版と認められているものである。

天文二十三年（一五五四）日性生まれる。

慶長五年（一六〇〇）『法華経伝記』十卷五冊（国会図書館蔵）

慶長五年（一六〇〇）『重撰倭漢皇統編年合運図』上下二卷（最終記事より刊行年推定）

慶長六年（一六〇一）『元祖蓮公薩埵略伝』一冊（覆刻整版のみ存）

慶長七年（一六〇二）『太平記』（五十川了庵による刊行―要法寺版ではない）

慶長八年（一六〇三）『重撰倭漢皇統編年合運図』上下二巻

慶長八年（一六〇三）『太平記』（五十川了庵による刊行、要法寺版ではない）

慶長十年（一六〇五）『重撰倭漢皇統編年合運図』上下二巻

慶長十年（一六〇五）『太平記』（使用真名活字から要法寺版と認定、底本は慶長八年版）

慶長十年（一六〇五）『沙石集』

慶長十二年（一六〇七）『太平記』（要法寺版ではない）

慶長十四年（一六〇九）『太平記』（要法寺版ではない）

慶長十五年（一六一〇）『太平記』（日性が慶長十年版を増補・整備したもの）

慶長十五年（一六一〇）『太平記鈔』（刊行年は推定）

慶長十六年（一六一一）『重撰倭漢皇統編年合運図』上下二巻（慶長五年版とは別種の活字を使用、整版本の底本となる）

慶長十九年（一六一四）日性没。

慶長五年の『法華経伝記』は現存する要法寺版の中でも最も古いとされる典籍であるから、その同年の刊行とされる『編年合運』も要法寺版刊行史においては、初期の典籍であるということが出来る。

また『編年合運』は、年表という工具書としての性格上、これ自体を読んで楽しむというよりも、様々な歴史的事象を考察する上での座右の参考書であると同時に、研究過程で新たに知り得た情報を逐次書き込んでおく記憶装置としての役割も期待される。

上下対照の年表という体裁を古活字で再現するのは決して容易なことではなく、他の典籍の刊行よりも手間がかかるのではないかと思われ、それを敢えて最初期に刊行したことの意義が、今改めて問われるべきではないか、と筆者は考えている。

『太平記』や『太平記鈔』、『沙石集』といった所謂文学書とは異なり、『編年合運』の記述内容はこれまで特に検討の俎上に乗せられたことはなかったが、むしろ、この書こそ、要法寺版刊行にいたるまでの日性の文献研究の足跡を示すものではなかったのか。

以下、『太平記鈔』や『蓮公大師年譜』などの他の資料との記述の比較や、『編年合運』諸本の本文の展開相を検討することによって、日性の文献研究の一端、就中、これまで取り上げられなかった『編年合運』と『太平記鈔』の密接な関係について報告する。

二

『編年合運』は、神話・伝説上の古代から刊行時の慶長年間に至る長大な時間を扱い、更に和漢両国の様々な記事は対照併記する浩瀚な年表であることから、その細部に至るまでの詳細な吟味には時間を要する。

前稿では、中国古代の夏・殷王朝の王の総数や王朝の期間のみに絞って、日中の文献を対照させてみたところ、『漢書』『帝王世紀』などから北宋司馬光の『稽古録』に継承される数字が、日本では室町時代後期まで一般的に用いられていたが、室町後期になって、元の『文献通考』に代表されるような新しい数字が急に日本の文献に登場するようになることがわかった。そしてその新しい数字を記す代表的文献が『編年合運』なのである。

ここでは前稿で言及し得なかった『太平記賢愚抄』や慶長五年古活字本『編年合運』などの記述を含めて、改めて記載の変遷を図表にまとめて左に示す。

夏(王・年)	殷(王・年)	資料	成立・刊行年代	
一九王・四三二年	三〇王・六二九年	晋皇甫謐撰『帝王世紀』	晋	
一七王・四三二年	三〇王・六二九年	北宋司馬光撰『稽古録』	北宋一〇八六年	
(記述なし)	三〇王・六四五年	『冊府元龜』(四庫全書本)	北宋一〇一三年	
一七王・四五八年	二八王・六四四年	元胡一桂撰『史纂通要』	一三〇二年自序	○
一七王・四四一年	二八王・六四四年	元陳櫟撰『歷代通略』	一三一〇年	
一七王・四五九年	二八王・六四四年	元馬端臨撰『文獻通考』	一三一九年上表	
一七王・四三九年	二八王・六四四年	元黃鎮成撰『尚書通考』	一三三〇年序	
一七王・四〇三年	三〇王・六二九年	古写本『拾芥抄』	十四世紀初頭原撰か	
一七王・四三二年	三〇王・六二九年	周崇撰『三國一覽合運図』	一四二三年以前	
一七王・四五八年	二八王・六四四年	蓬左文庫蔵『編年合運』	一五二二年頃原撰?	○
一七王・四五八年	三一王・六四四年	乾三撰『太平記賢愚抄』	一五四三年	
一七王・四五八年	二八王・六四四年	古活字版『編年合運』※	一五六七年頃原撰?	○
一七王・四五八年	二八王・六四四年	古活字版『拾芥抄』	慶長年間刊行か?	○
一七王・四五八年	二八王・六五四年	整版本『編年合運』※	一六一一年頃原刊?	△
一七王・四五八年	二八王・六五四年	『私聚百因縁集』※	一六五三年刊本のみ	△

※古活字版『編年合運』は国立国会図書館蔵本(慶長五年刊本とされるもの)。

※整版本『編年合運』は寛永八年(一六三二)刊本(慶長十六年古活字版の覆活字整版本とされるもの)を使用し、慶長十六年古活字版で記述の一致を確認した。

※『私聚百因縁集』は鎌倉期正嘉元年(一二五七)の跋文を持つ。

殷の総年数を見るに、『稽古録』までの「六二九年」が、元代の資料になると「六四四年」に変化していることがわかる。日本の資料に目を移すと、古写本『拾芥抄』や『三國一覽合運図』など、十五世紀初頭までの資料が「六二九年」とするのに対して、一五〇〇年以降の資料においては「六四四年」に変化していることがわかる⁵。百年程度の時間差を置いて中国元代の年代説が日本に普及したと思われる。夏の総年数が「四三二年」から「四五八年」に変化しているのも同様の事例である。

ここで興味深いことは、十四世紀初頭に原撰された有職故実書『拾芥抄』が、古写本においてはすべて「六二九年」説であるのに対し、古活字版として刊行された『拾芥抄』では「六四四年」となっていることである。これは明らかに古活字版刊行に際してある種の「改訂」が加えられたことを示している。古活字版は、古写本をそのまま活版化するのではなく、古写本の記述に批判的検討を加えた上で刊行しているのである⁶。

この古活字本『拾芥抄』と夏・殷の王数・総年数において全く同じ数字を記すのが、蓬左文庫蔵『編年合運』（一〇一一—一三、蓬左本『編年合運』と略称する）や慶長五年古活字本『編年合運』（以下、古活字本『編年合運』と略称する）であり、中国の典籍では元胡一桂撰『史纂通要』と全く一致する（表中に○で示した）⁷。

次章以下で述べるように、その記述内容から考えて、蓬左本『編年合運』は古活字本『編年合運』のかなり直接的な原型ではないかと筆者は考えているが、ここでは、蓬左本『編年合運』や古活字本『編年合運』が「六四四年」とするのに対して、整版本『編年合運』が「六五四年」と異なる数字を記すことの意味を考えておきたい。

この「六五四年」という数字は、中国側にはその根拠となるような資料は見当たらず、その由来は全く不明である。原型とおぼしき蓬左本や慶長五年の古活字本が正しく「六四四年」説をとっているにも関わらず、整版本（及びその底本とされた慶長十六年古活字本）にいたって急に異なる数字を示すのはいささか奇異の感がある。

実は、慶長五年古活字本と比較してみると、整版本には誤刻ではないかと思われる数字の相違を示す箇所がある。後

醍醐天皇の受禪・即位の年月日は、『資朝卿記』等により文保二年二月二十六日受禪、同三月二十九日即位と知られており、『編年合運』の諸本は以下のように記す（傍点は筆者による）。

蓬左本『編年合運』 文保二年条「二月廿六受禪、三月廿九即位」

古活字本『編年合運』 文保二年条「二十六受禪、三廿九即位」

整版本『編年合運』 文保二年条「二十六受禪、三廿九即位」

日性撰とされる『太平記鈔』巻一（二〇頁上）にも「一御年三十一ノ時御位ニ即ケ奉、文保二年三月廿九日ノ御即位也」とあり⁸、日性自身正しく即位の月日を認識していたことがわかるが、ひとり整版本のみ三月を二月に誤って記している。この部分を蓬左文庫蔵の二種の慶長十六年古活字版『編年合運』で確認したところ、興味深い事実が判明した。その内の一種（一〇五―六）では、正しく「三月」と刻されているが、もう一種（二〇五―七）では、「三」の三画目が欠けて鮮明に印字されておらず、一見「二月」と刻されているように見える。このことから、製版本が「二月」とするのは、このような字面を欠いた慶長十六年古活字版を底本としたためであろうと推定できる。慶長十六年古活字本については、その使用活字が従前の『編年合運』と異なることが指摘されており⁹、この古活字本を覆刻した整版本の類が、江戸期を通じて何度も刊行されていることから、使用にあたっては注意が必要であろう¹⁰。

翻って、整版本（及び慶長十六年古活字本）の記す殷の総年数「六五四年」は、その根拠となる中国資料が見たらないことから、あるいはこれを慶長十六年古活字本の製作において発生した誤記ではないかと推定する余地がある。このことは、整版本『編年合運』と全く同じ数字を記す現存『私聚百因縁集』の成立を考える上で、少なからぬ波

紋を投げかける（表中△で示した）。

前稿では、『私聚百因縁集』の「六五四年」について、元代に成立した『文献通考』の「六四四年」説の流布の影響を受けたものと考え、現行『私聚百因縁集』の鎌倉期成立に疑義を表明したが、この「六五四年」が慶長十六年古活字本『編年合運』の誤記載に由来する数字であるならば、現行『私聚百因縁集』の成立は、さらに引き下げられて、慶長十六年（一六一一）以降ともなる可能性が生じることになり、この点、考察を継続したいと思う。

三

『編年合運』の成立について、川瀬氏は、「この倭漢合運図は日性の発明による編著ではなく、この種の編著には室町時代に僧侶の手でできてゐたものがあつて、それに日性が増補を試みたものである」と述べられ¹¹、小秋元氏が「何らかの依拠本があつたにせよ、一応、日性の編著と認めてよい」とされること¹²、日性がある種の年表に増補してできたものと考えられている。

「室町時代に僧侶の手で」作られ、日性が「依拠本」に採用できた可能性のある著作として、前稿でも言及し、前記表中にも示した、大岳周宗（一三四五～一四二三）の『三国一覽合運図』があるが、その記述は夏・殷の王数・総年数をとつても『編年合運』と全く異なることが、表から明らかであり、『編年合運』の成立時期及びその成長過程を詳細に考察する上では、年代的・記述的隔たりが大きいように思われる。

よつて本稿では、『国書総目録』などで『編年合運』の一伝本として挙げられていながら、慶長五年古活字本との関係については何も知られていない蓬左文庫蔵『編年合運』（江戸初期写本二冊、一〇一―一三）の記述を比較対象に取り上げることによつて、『編年合運』の成立状況を考えたい。

蓬左本は内題を「重撰皇統編年合運図」とするのみで、慶長五年版にあるような撰者名の記載はない。その成立

時期は、大永二年（一五二二）に相当する明嘉靖元年条に「第十一、今上帝、十六歳即位」（世宗である）とあり、これ以降、中国の記事はほとんどなくなり、日本の記事も少なくなり、墨色の異なる別筆の記事が増えることから、この年が蓬左本『編年合運』の底本の書写年次に近いであろうと推定される。

一方、慶長五年古活字本を同様に検討すると、永禄十年（一五六七）に相当する明隆慶元年条に「今上帝載丕」とあり（穆宗実名載丕）、これが古活字本『編年合運』の底本の書写年次に近いであろうと考えられる。つまり、蓬左本と比べて、こちらは四十五年間分増えていると思われるが、しかし、その間の中国記事を見てみると、中国国内の記事は見当たらず、いくつかの和寇と朝鮮王朝の記事があるのみである。

後に示すように、古活字本は蓬左本を略述したような記事を持ち、一方、記事の種類は、古活字本の方がはるかに増加していることから、古活字本は蓬左本『編年合運』を利用し、更にそれに記事を大幅に増補して成立していると考えられる。

蓬左本の原本の成立が先に述べたように大永二年（一五二二）だとすると、これは日性の生まれる三十二年前であるから、蓬左本の原本に日性が関与することは不可能である。しかし、それでは現在の蓬左本に日性の関与は全くないのかというと、そうではなく、次章で述べるごとき『太平記鈔』との比較検討から、蓬左本において既に日性によると思われる記事が多数増補されている、と筆者は考えている。

次に、古活字本『編年合運』刊行の翌年、慶長六年に刊行されたとされる『元祖蓮公薩埵略伝』（統群書類従所収）に附属された「蓮公大師年譜」と、『編年合運』との関係を検討しておく。まず『元祖蓮公薩埵略伝』とは室町時代末期に成立した日蓮の伝記資料である。その撰者については、内題下に「塾積承慧撰」とあり、末尾に「永禄丙寅秋九月十二日」の記載があることから、証誠院承慧日修が永禄九年（一五六六）に編纂したことが明らかである。

しかるに、『大日本史料』（慶長十九年二月二十九日条）所収「日宗著述目録」には、「日性、円智院承慧」として、

『元祖蓮公薩埵略伝』も列記していることから、あたかも日性の著述のごとき印象を与えるが、これは明らかに日性と承慧を同一人物と誤認したことによる記述であつて、同じく、「御書注、円注トモ云、十八、永祿八年中秋ノ序アリ」とあるのも、永祿八年（一五六五）は日性十一歳の年にあたることから明らかに間違いで、承慧日修の永祿七年自序『安国論科註』二冊と、日性の慶長十四年成立『祖書円智註』十八卷十八冊を混同したことによる誤記であろう。

さて、『元祖蓮公薩埵略伝』と『編年合運』との関係について、この書に附属する「蓮公大師年譜」は『群書解題』の解説（小林智氏執筆）に依れば、本体の略伝よりも古く永祿七年以前の成立とされているものであり、この年譜と『編年合運』とを比較すると、干支と日本・中国の元号の対応関係は両者全く一致することから、むしろこちらの年譜こそ『編年合運』のごとき年表を座右に置かねば記すことのできないものであることがわかる。

また、年譜に存する日蓮関係の記事、即ち日蓮の年齢・行動・著述に関する記事は、生誕及び入寂の記事を除いて、『編年合運』には全く見られないが、日蓮関係以外の記事、即ち天皇の即位や社会現象などの記事は両者同文的に一致するものが多く見られる。

その一方で、『編年合運』にない記事も年譜に記されていることなどから、蓬左本『編年合運』のごとき年表だけを用いて、「蓮公大師年譜」を作成することは不可能であるが、年譜の成立の下限である永祿七年（一五六四）以前に、蓬左本『編年合運』のごとき年表が成立しており、承慧日修のような学僧により、日蓮宗の寺院において利用されていたことは間違いないだろう。

それでは、日性自身は、『元祖蓮公薩埵略伝』の刊行に際して、加筆補正を施すようなことはなかったであろうか。附属する「蓮公大師年譜」には、後堀河院の崩御を文暦元年としたり（正しくは前年の天福元年）、藤原定家の没年を仁治元年とするなど（正しくは仁治二年）、蓬左本『編年合運』では正しく記されている情報を誤記したと思

われる箇所があり、刊行に際して日性の目が隅々まで行き届いているとは言い難い。

しかし、一箇所、年譜の建長三年条には「師年三十歳、依周書異記、仏滅二千二百年」という記事があるが、蓬左本『編年合運』の同年条には「撰続后撰集」とのみあって、仏滅後の経過年が記されていない。ところが、古活字本『編年合運』の同年条には「撰続后撰集」とあり、その下段に「世尊入滅二千二百年」と明記されている。

「次章でみるように日性の『太平記鈔』では特に天文二十二年が仏滅後二千五百年にあたることを明記しており、やはり古活字本『編年合運』にもその旨記載があることから、日性の仏滅後の経過年に対する関心の高さがわかる。このことから、「蓮公大師年譜」の仏滅後経過年の記載は、あるいは日性自身の補入によるものではないかと思われる。そうだとすると、逆に日性が仏滅後の記述に用いた資料が『周書異記』であると判明し、日性の年代算定の根拠の一つが明らかになったと言える。ともあれ、日性はこうした方法で、蓬左本『編年合運』のごとき年表に対して、継続的に記事を増補したり補正したりする作業を行っていたと考えられ、その結果として慶長五年古活字本『編年合運』の刊行がなされたのである。

四

次に、その文中に編者名は明記されてはいないものの、今日では日性撰として諸家異論のない古活字本『太平記鈔』（慶長十五年刊行と推定されている）と『編年合運』との関係について考える。

まず検討するのは、頓死した日蔵が冥途で醍醐天皇と出会ったという、所謂「日蔵入冥」説話である。この事件が起こった年紀については、『太平記』の諸本間で、延喜十三年（九一三）とするものと、承平四年（九三四）とするものの二説が対立しているが、日性は『太平記鈔』巻二十六において、そのどちらも取らず次のように言う。

一延喜十三年、誤ナリ、当年ヨリ後十八年ヲ過テ延長八年ニ崩御ナリシニ、如何ントシテ当年冥途ニテ値ヒ申スヘキヤ、去ホトニ上人ノ冥途ニ往クコトハ天慶四年ナリ（中略）具ニ八元亨積書第九卷ニアリ、亦広クハ扶桑記第二十五卷ニ見ヘタリ。（二〇七頁下）

生存中の天皇に冥途で遇うわけがないという至極明解な理由に基づき、延喜十三年説を否定した上で、『元亨積書』や『扶桑略記』といった確実な典籍を参照して年紀を確定するという日性の注釈態度がよく發揮された一例と言えるが、『編年合運』諸本の天慶四年条は次のようになってゐる。

蓬左本『編年合運』——「将門之党、藤原純友滅、賀茂行幸始」

古活字本『編年合運』——「純友滅、日藏往冥途」

整版本『編年合運』——「純友滅、日藏往冥途」

蓬左本の段階ではなかった日藏の記事が慶長五年刊行の古活字本に出現したのである。これは何を意味するのであろうか。色々な資料に接する中でたまたま目した日藏の記事を何気なく補入したとは考えにくく、やはり、『太平記』の逐語的注釈を行う過程で発見した事実の要点のみを『編年合運』に増補したと見るのが自然であろう。同様の事例は、『太平記』の成立年代の根拠とされている記事にも見られる。

大集月藏経第九卷ニ、仏滅度ノ後ヲ五百年ツ、五ツ、二分玉ヘリ。（中略）然レハ五々二千五百年ノ時分ノ事ナリ、去ル天文二十年カ第二千五百年ニアタレリ、夫ヨリ已来タ慶長十五年マテハ五十九年ニ成ルナリ（『太平記

この記事によつて『太平記鈔』の成立が慶長十五年であることが推定されているのであるが、文中にある天文二十年(一五五二)が仏滅後二千五百年に当たるといふ記述は、『編年合運』諸本の状況を見ると、蓬左本『編年合運』には見られず、古活字本『編年合運』天文二十年条に記載されていることがわかる。

これなども機械的に仏滅後の経過年を記したというよりも、『太平記』に記される「闘諍堅固」を注釈する過程で、『太平記』に描かれた十四世紀の南北朝の動乱が、まさに仏滅後二千年から二千五百年にかけての「闘諍堅固」の時期に含まれることに気付き書き加えたものであろう。

このような、蓬左本『編年合運』にはなく、古活字本『編年合運』に初めて現れる記事として、呉服の将来年代を記す『太平記鈔』卷三十九「一呉服部我朝ニ来、応神三十七年ニ来ルト日本紀ニ見ヘタリ」(二七四頁上)や、光厳院の死去年月日を記す『太平記鈔』卷三十九「一七月七日、貞治三年甲辰ノ歳ソ」(二七五頁上)などがあるが、これらの記事の内容を見ると、手当たり次第に資料を抜き書きして、無目的に『編年合運』に転記したとは考えにくく、やはり『太平記』注釈作業の過程で調査確認した事柄を、蓬左本『編年合運』のごときものに記入していたと考えられるのである。

さらに、既に蓬左本『編年合運』に記載されている記事の中でも、日性自身によつて書き入れられたのではないかと推定できる記事もある。蓬左本持統天皇三年条の「始正月卯日大学寮献御杖」といふ卯杖献上の記事は、『太平記鈔』卷二十四(一七〇頁下)に「日本紀ニアリ」として見られるものであり、蓬左本推古天皇十一年条の「始置十二階」も、『太平記鈔』卷二十四(二七二頁下)に「推古天皇十一年十二月二始テ十二階ノ官位ヲ置カル」とあることに対応している。

このあたりの年中行事に関する『太平記鈔』の記述は、『公事根元抄』に拠るものであると日性自身が断っているが、日性が『公事根元』を手取るのも『太平記』注釈の目的があったからであり、そうして得た記事情報を手元の『編年合運』に書き込んで成立しているのが現在の蓬左本『編年合運』という可能性があるのである。

一方、これとは反対に、依拠した年表に記されている記事をそのまま踏襲したと思われる記載もある。中国への仏教伝来に際して、後漢の明帝（顕宗）が金人を夢に見たという逸話の年紀について、『太平記鈔』巻二十四には次のように記される。

一後漢ノ顯宗帝永平十四年、(中略)明帝ノ夢ノ事ハ一天下ニ隠レモナキ事ナレトモ、如何ナル故ニヤ、年代ニ異説カアルソ、訳経図紀第一二八三年ト云、編年通論并僧史略ニハ永平七年トアルソ、去レトモ永平四年ト云ヲ正説トスヘキ者也、十四年ノ義用ルニタラス(一九一頁下)

『太平記鈔』においては、引用する資料名を明記する傾向がかなり強く見られるが、この部分では、異説（永平七年説）については、『訳経図紀』や『僧史略』の名を挙げるものの、肝心の自説（永平四年説）については何ら根拠となる資料を提示せず、ただ「正説トスヘキ者也」と述べるだけである。

実は永平四年説を掲げる仏教資料は、元代子成撰・師子比丘述註の『折疑論』（大正蔵五二巻、八一四頁中）に見られるもので、全く一般的な説とは言えないが、『編年合運』の諸本ではすべて永平四年条に金人の夢を記しており、さらに大岳周宗の『三国一覽合運図』においても同様であることから、日本中世の和漢年代記の世界においてはこの説が流布しており、日性もそれに従ったのではないかと思われる。

最後に、『太平記鈔』と『編年合運』の諸本の関係が端的に把握できるような事例として蒙古襲来の予兆を記した

『太平記鈔』卷三十九と蓬左本文永三年（＝至元三年）条を並記する。他の『編年合運』は蓬左本と同じ記述を持つので略す。

一文永弘安両度ノ戦、本朝ノ文永ト元朝ノ至元トハ同年ニ改元ソ、文永三年ノ本朝国史ニ蒙古高使大船三艘ト記セリ、次宋元通鑑第十六卷至元三年元賜日本国王書トノセテ、則其書モ載タリ、然レハ両朝ノ記少モ違スルコトナシ（『太平記鈔』二七二頁上）

蒙古高使来大船三艘、二朔降于泥、元賜日本国王書（蓬左本『編年合運』）

一見して、蓬左本の二つの記述内容（傍線部）が、『太平記鈔』の記事の中に含まれていることがわかり、加えて『太平記鈔』では、「本朝国史」と『宋元通鑑』の二つの典拠資料名を挙げていることから、『編年合運』を見て『太平記鈔』が書かれることはあり得ず、『太平記鈔』のごとき記述から抄出転記したのが『編年合運』の記述であると判断できる。

しかし、先の検討のごとく、蓬左本は慶長五年古活字本に先行して存在しているものであるから、慶長十五年に刊行された『太平記鈔』を蓬左本が直接参照することは勿論不可能である。このことから、次のように考えざるを得ない。『太平記鈔』―より正確には後に『太平記鈔』として結実する日性の『太平記』注釈の集積―は、慶長十五年に古活字版『太平記鈔』として刊行されるはるか以前から継続して成長を続けてきたものであり、その研究過程で得られた年紀は、逐次蓬左本のごとき『編年合運』に書き込まれており、そうして記事量の増加した『編年合運』を慶長五年に古活字版で刊行したのである。

ところで、『太平記鈔』の成立過程については、近時小秋元段氏は次のように言われる¹³。

『太平記鈔』は当初慶長七年刊本を底本として成立し、のちに慶長十五年刊本の本文に対応させるため見直しが行われ、記述の一部が改められたと見ることが出来る。(中略)恐らく日性は慶長七年刊本を手にしてすぐ注釈を開始し、慶長十五年刊本の刊行に合わせて『太平記鈔』を今日見る体裁に整えたのだろう。(傍線は引用者による)

つまり、『太平記鈔』の成立が慶長七年古活字版『太平記』の刊行以降であると強調されておられるようだが、これは本稿の検討を踏まえると首肯できない。

蓬左本『編年合運』にはない日蔵の記事が、慶長五年古活字本に初めて記載されていることが示すように、少なくとも慶長五年までには、日蔵に関する注釈活動は完了していたのであり、その他、前述の検討のごとく、蓬左本『編年合運』自体に既に『太平記』注釈の過程で得られた知識によると思われる記事が多数存在していることから、慶長七年以降に草卒として『太平記』注釈に取りかかったとは考えられないのである。

日性にとっては、『太平記』の注釈的研究こそ、実はライフワークのごとき仕事ではなかったろうか。彼は他の学僧のように教学研究の道に沈潜するだけではなく、外典の読解・注釈とその記事の編年配列に精力を傾注していた。それは僧侶としての立場からも、決して矛盾した活動ではなく、古代から現代に至る歴史の移り変わりを正確に把握することで、「諸法実相」の法華経説が展開すべき世界の変化の相を明らかにしようとしたとも思われる。

そうした意味で、要法寺版刊行史が、『編年合運』で幕を開け、『太平記鈔』で事実上の打ち止めになっていることは、単なる偶然の結果と見るべきではなく、日性の著述刊行活動の始まりと完結を意味していると考えられるべきで

あろう。

従来、『編年合運』は多数の要法寺版刊行書目の一種として列記されるだけの存在であって、『太平記』や『沙石集』といった所謂文学書とは異なり、使用された活字の種類が問題になることはあっても、その内容が検討されることは皆無であった。

しかし、およそその文中に何らかの紀年を持つあらゆる典籍は、すべて年表上に記載され得る、また記載されるべき性格を有するものであるから、ある典籍の記述を批判的に検討するには、信頼するに足る年表を座右に置くことが不可欠である。逆に様々な文献に接することで、その中の記事を自分だけの年表に記録しておきたいという動機も生まれる。

日性にとって『編年合運』とは、単なる刊行書目の一つというのではなく、それまでに心血を注いできた『太平記』などの文献研究の成果を逐一盛り込んだ年表なのであって、彼自身にとって最も使いやすい参考文献であり、成長し続ける知的データベースであった。

『時慶記』や『慶長日件録』には、刊行なった『編年合運』を手にして貴顕を訪問する日性の姿が記録されている¹⁴。慶長五年古活字本『編年合運』には、日性が『太平記』の注釈を始めとする古典研究の過程で得た歴史知識が満載されており、その意味では、満を持して世に問うた日性の著作であったと言える。

*1 新村出氏『新村出全集』第八卷「要法寺版の研究」一七四頁（筑摩書房、一九七二年）

- *2 川瀬一馬氏『増補古活字版之研究』(ABAJ、一九六七年)。
- *3 小秋元段氏『太平記と古活字版の時代』(新典社、二〇〇六年)、同氏「要法寺版をめぐる覚書」『芸文研究』九五号(二〇〇八年)。
- *4 拙稿「『私聚百因縁集』の成立時期(二)——『拾芥抄』『倭漢皇統編年合運』等へ及びたる『文献通考』の影響から——」『名古屋外国語大学外国語学部紀要』三六(二〇〇九年二月)。
- *5 この「六四四年」について、王鳴盛撰『十七史商榷』では「左伝云商載祀六百、律曆志云六百二十九年(中略)邵氏経世金氏通鑑前編又改為六百四十四年、更不知其何拠、胡渭洪範正論又於六百四十四年之外欲更進一年(後略)」と述べるが、今回、邵雍『皇極経世書』及び金履祥『通鑑前編』を確認したところ、「六百四十四年」の記載は見当たらなかった。
- *6 なお、古写本『拾芥抄』における甲種・乙種の二系統について、そこに記される中国王朝の王数や年数を比較したところ、乙種の方が典拠に近く、甲種よりも先行して成立したのではないかという、通説とは逆の結果が出た。王数や年数の相違は、文献の系統分類において有効な指標足りうるのではないか。拙稿「『明文抄』と『拾芥抄』の諸本——その「唐家世立部」の記述をめぐる——」『愛知文教大学比較文学研究』九(二〇〇八年一月)。
- *7 ちなみにこの『史纂通要』には一四二二年刊行の朝鮮活字版(癸未活字使用)があり、韓国国宝に指定されている(ソウル大学所蔵)。この典籍が日本の古活字版刊行の時期以前に日本に将来され参照されていた可能性が考えられる。
- *8 以下『太平記鈔』の引用にあたっては、蓬左文庫蔵慶長十五年古活字本を使用し、現在まで唯一の活字翻刻である『国文註釈全書』第二巻の当該頁数を記した。
- *9 前掲小秋元段氏「要法寺版をめぐる覚書」では、慶長十六年古活字本『編年合運』について、「活字・系図とも〔慶長五年〕刊本とは別種である。要法寺の刊行書と認められるか、留保が必要だろう」とされる。
- *10 整版本『編年合運』の江戸期における流布状況については、栗田元次氏「倭漢編年合運と聖世紹胤録」『史学研究』九一—一(昭和二年六月)に詳しい。また、古活字版及び製版本の書誌については朝倉治彦氏「要法寺版『和漢合運』素描——若き友人へ」『国学院大学近世文学学会報』一五号(二〇〇九年三月)も参照。但し、これらの諸論には写本の『編年合運』への言及はない。
- *11 前掲川瀬氏『増補古活字版之研究』増補篇七〇—頁。

前掲小秋元氏「要法寺版をめぐる覚書」。

*13 前掲小秋元氏『太平記と古活字版の時代』一一四頁。

*14 西洞院時慶『時慶記』第二卷（時慶記研究会翻刻・校訂、平成十七年、臨川書店）の慶長七年の条には、「一世雄坊来入、年代記板校二冊給、又扇子五本給也」（七月十二日）、「二三順取次年代記一部遣候、昨日世雄坊へ代ノ義尋二遣、様躰間候間、代ノ義申遣候」（八月十八日）、「二元鑑へ柿一折遣候、又年代記約束候間遣候」（八月二十三日）、「一世雄坊へ先度年代記ノ替長十四匁申付候、又再返候」（十一月八日）などの記事が見え、船橋秀賢『慶長日件録』（史料纂集、山本武夫氏校訂、続群書類従完成会）の慶長十年の条には、「次要法寺上人被来、也足軒同心也、新板和漢合運図被患之」（十一月六日）とある。これらのことから、日性が西洞院時慶や舟橋秀賢などに『編年合運』を披露すると共に、その販売に関する取り次ぎなどを依頼していた様子がうかがえる。